



阿武郡報

第四十九號

大正九年九月廿四日印刷
大正九年九月廿五日發行
發行所 山口縣阿武郡役所
山口縣阿武郡萩町
第二千二百六番屋敷
印刷所 萩 馨海館

次 目

| | |
|-----------------------|----|
| 臨時教育大講演會 | 一八 |
| 庶務 | 一八 |
| 八月町村稅納稅狀況 | 一八 |
| 郡町村吏員優遇ニ關スル施設 | 一八 |
| 町村吏員給料報酬及旅費額標準 | 一五 |
| 郡會議員名譽職參事會費費用辨償額及支給方法 | 一六 |
| 改定 | 一六 |
| 學事 | 一六 |
| 理科講習會 | 一六 |
| 阿武郡教育總會史蹟保存會及青年團幹部會 | 二四 |
| 兵事 | 二四 |
| 大正九年度一年志願兵 | 二七 |
| 海軍軍人恩給増額ニ就キ手續概要 | 二七 |
| 産業 | 二七 |
| サードウィツケン栽培成績 | 二九 |
| 一本釣競技會 | 三〇 |
| 山口縣山林會主催林產物品評會成績 | 三一 |



臨時教育大講演會

阿武郡教育會に於ては夏季講習會開催中を機とし八月十七日高島北海、横山健堂兩氏を聘し午後三時より萩高等女學校に於て臨時大講演會を開催す出席者は教員在郷軍人地方有志等約三百名にして有田書記開會を宣し植野幹事長の講師紹介に次で講師高島北海氏は「長門峽の探勝」と題して巽に三日開に亘りて探勝せる阿武川峽谷の絶勝を紹介宣傳し横山健堂氏は朝來長府を出發して當地に向ひ途中大雨の上自動車に故障起りて午後六時半當

あります。殊に自由の精神に至りましては何物にも束縛を受けずして真に不羈獨立の精神で押し通して來たものであります。彼の防長自由精神の權化とも見るべき村田清風翁の如きは僅か二十二歳の青書生の時而上に儒教下に佛敎の盛なる時に於て萬古の雪を戴いて遙かに雲表に秀でたる富士山を眺めて

來て見れば左程にもなし富士の山

釋迦や孔子も斯くやあるらん

と詠じたるが如き真に自由の精神の如何に大なるものがありしかを思はしむるのである精神一度自由を失へば何等の新機軸も出さず自由の精神ありてこそ初めて改良改革の出來るものであります。蓋し自由の精神を得る爲めには二宮翁の言へりし如く一度は根柢まで落つるを要します。關ヶ原の戰鬪以來我防長二州は一旦不遇の根柢に陥りましたが其の容積こそ縮りたるが如くありましたが其の内容に於ては却つて爲めに大に充實したのであります。斯く三百年の籠城を餘儀無くせしめられたる防長二州の天地は團體的自覺に醒め團體的慾望に充されて幾多世界的人物の素因を孕み遂に明治維新前後の臨月に至つて目覺しき英雄豪傑の産出を見たのであります。之も我防長二州が人物國

として世に知られたる所以であります翼くば今後に於ても永久に人物國たらんことを諸君と共に切望します

▼横山健堂氏講演要項(八月十八日)

演題 教育 側面 觀

昨晩は晩くまでお待たせ申しました、今日は茲に教育の側面觀としまして全く私共の様な外から見ました感想を申したいと思ひます。私も全く教育に因縁のないことはありません、御存じの様な老書生でありますので教育の探海燈の正面から見ることが出来ませんから側面から見たところを話して見たいと思ひます。私は數日來風邪をしてありますので本朝は風邪薬を使用致しました、元來私はアンチピリンの中毒者でありますのでアンチピリンを含まない風邪薬を求めましたところが龍王湯を飲ませられました、これは漢法の草根木皮で結構な薬であります。これは萩でなくては飲まれぬ薬だと思つて飲用致しましたが、これも此度、萩に歸つた一徳であります。

さて今頃の教育は世間から離れてゐるのは甚だ残念であります、新聞の教育記事は多くの人に讀まれるので甚だ心外であります。教育は普通の家では必ず必要であ

るのに、これが重く考へられて居らないといふことは甚だ残念であります。

又、近來は教育界には人材が少ないのであります。殊に歐洲大戰の結果、教育界の動搖を來して、多くの教育者諸君は榮轉される、それで益々人物拂底になりまして私が本年頭教育者諸君から受けた年賀状には「私儀今度……會社に入社致し候間……云々」といふ種類のものが多かつた、又感想の書いてあるのも従來のものとは大に異つて居りました。これを見れば現代の教育界に於ける思潮がわかると思ひます。

私共の様な野性を帯びた者は一寸旅行しても滅多に長州人とは云はれませぬ。長州人といへば温厚な君子の様に考へられてゐるからであります、所が私は体の作りなせから見て、薩摩人か、或は千葉、上方地方の人かと思はれます。それに對する皆様はあまりに、おとなし過ぎると思ひます、そのおとなしい教育界から年賀状を戴いたのでありますから社會の思潮が考へられるのであります。

教育界に人物がないのは澤山の原因もありませんが近來の文部大臣は陪食大臣といひ、文部省は陪食省と世間から云はれて居ます程、教育方面を軽く見て居られる

からであります。新聞記者のつまらぬ、即ち駈出しの記者は文部省にまわされて陪食記者といはれ、それが段々上達するに従つて内務省、外務省邊にまわされる様になりまして。是に反して教育者諸君は最も努力を以て献身的に努力してゐられると思ひます、世の中で最少の報酬をとり、最も多くの時間を働いて居られるのであります。

明治維新の際には教育に重きを置かれたのであります以前私ば文部省の囑託を受けて教育の精神を調べて見たことがあります。これを調べて見たことがあります。佛文には譯されましたが、日數が少なかつたので版にはせないで日文で提出されたが奥田さんが御覽になつて是は政治的に過ぎると批評されたといふ事であるがそれ程教育には重きがかかれてあつたものであります我國は明治五年に六大學を作るといふのに、未だ四十餘年経ても六大學は出来ぬ。その時の教育費は三百萬兩で今の教育費と比較してその程度があまりに變らぬ明治初年に教育に重きを置いた事はその位であります文部大臣について申せば始めは木戸卿が文部卿に自ら進んでなつて居られる、その次は西郷從道公であるが

此方は圓轉滑脱な方である。自らは文盲大臣と稱せられたが事務は甚だよく出来、文部省の仕事は着々出来上つた。それから森有禮氏で森さんは大規模の事をしられた、その當時の計畫では七高は皆大學にするつもりであつたといふ風であつた。森さんの意見では我國民は下は車夫、傭人に至るまでも「我が双肩に掛る國家を如何せん」といふ意氣を以てしたいものであるといふ事でありました。次の井上毅さんは國粹保存は大に出来たが外國語の教育の衰へたのは此の人の爲めでありませう。外國からの文化の運輸を以て自國の文物だけて充分足りるといふ方針であつた、要するに井上氏は功罪相つくなふ人であらうと思ひます。小松原氏は教育の関歴はないが仇名を牛先生と申して暗夜に牛を引張り出した様にて、全くの君子で、權謀術數は全くない、努力でされた人格の力強い人であつた。發光体でない人と思はれるが實質は充分にあつたのであります。

以上は文部大臣を教育の代表者として申して見たのであります。が維新頃には眞劍の氣分を以て文部大臣は撰ばれたが後には學校を支配するために出来たらしいのであります、即ち學校行政の親方となつたらしい。我

帝國を如何せん」とは大分氣分が異つたのであります。近來は文部大臣は内閣組織のときには一寸見當がつかぬ、此一事を見ても教育が人に考られることが異つた。西郷隆盛は無類な人で大きいと思ひます。此頃は小さい氣轉のさいた車は重く用ひられるが、原動力は矢張大きくて、ゆつくりした、車がなくてはならぬ。この大きい原動力の車が西郷隆盛であつた。何時代でも大なる勢力といふものは必要である。地球はいつ廻つてゐるか、わからぬが、しかし廻轉してゐる。西郷隆盛を譬へれば是であらう。西郷さんに比べると、木戸大久保さんは少し廻轉がわかる方でありませう。西郷隆盛がこれと衝突して歸郷した時には、これと對抗するものを中央に置かねばならぬことになつた、それでは對抗するものといへば木戸さんである、早速木戸さんは近衛都督陸軍大將にせられ様とした時に、木戸さんは是を辭退された。その理由は軍閥の嫌な爲であつた。「一國の政治と陸軍の政治とは違ふので、もし軍閥から出て政治をすれば、とりも直さず、これは將軍政治である、立憲政治ではない」といはれるので、西郷は好んでさうしたのではないが、陸軍がついたのである。「自分は今西郷を除けて總理大臣になるといふ事

はいかぬといはれた。陸軍大臣は何者になつてもよいのであるが、まだ實現はされぬが、此事は明治六年ロンドンからの手紙によつて見ても、木戸さんの先見がわかるのであります。それで自分には是非内閣に居れといふ事ならば文部大臣にして貰ひたいと進んで求められた。惜い事には病氣の爲め早く罷められたが主席大臣で文部大臣をつとめられたのは是が始であらう。當時は明治初年で他省は内亂の爲めに忙しかつたが文部省は閑であつた、その爲め、ダビッドモローを主として學寮のことに従事した。で此の世間の事にあまり容喙しないといふことが延いで、これから段々文部省のことは軽く思はれる様になり教育は軽く思はれたのであります。

今日は就職難よりは人物が少い。清浦圭吾さんも小學校の先生であつた、又、第三十一銀行の頭取の小山さんは元來は貿易が好きであるが、損をしたら、文部省學校に入つて自分の安定を得凡そ安定を得たならば又他へ轉じるといふ風に安全なところは教育界と思つて居られる。

歐洲戰亂の結果として、大部分の諸君は羽をはやして飛んでゆかれたのであります、今残つて居られる諸

君は今少しよい所と思はれる人々であらうと思ひます。いくら軍港は安全でも、修繕とか、石炭積込とか何か、準備をしておかなければならぬ。

我國の衆議院は車夫等の争より烈しいのであります。それで現代我國に武士道が行はれて居るかといふ事が疑問であります、又、他國を亡命して來た人々に對して同じ物を賣るのに、高く賣りつける等といふ事は甚だよろしくないと思ひます。

元は我國の教育に對し、木戸さんの様な方が是を行はれ今は教育者に全部を任せて居ます。教育のことは實に重任である。教育家は境遇はどうであらうとも、かの吉田松陰先生のいはれた「天は予を以て木鐸にした」といふつもりで努力したいのであります。先覺者は苦しいが大に辛抱して他日の雄飛のことを考へて軍港に入つて居る間は安全であることを考へるのみでなく他日の準備をして即ち自己の修養をして來るべき航海の準備をしなければならぬ。そして町であらうと村であらうと教育者の附近はあまりに刺戟が少い。刺戟の少い所に居る人々は矢張自己刺戟をしなければならぬ。此後の教育者は充分の修養と自己刺戟をなされることにしたいと思ひます。

以上は一ケ年を増す毎に給料年額の百分の一を加へ滿四十年に至りて止む

二、在職中公務のため疾病を受け不具又は癱疾と爲り其の職に堪へずして退隠したる者には在職年數に係はらず終身退隠料を支給す

▼吉部 村▲

年功加俸給與規程を設けて大正三年度より之を實施せり

▼年功加俸

一、五ケ年以上勤続し其の成績佳良と認めたる者に對し支給す

二、五ケ年勤続したる者には年額六圓を支給し爾後五ケ年を加ふる毎に年額六圓以内を増加し年額六圓に至りて止む

▲奈古 村▲

退職給與金規程を設けて明治卅七年度より之を實施せり

▼退職給與金

在職三ケ年以上にして退職したる者に對しては退職當時の俸給の二ケ月分を支給す爾後一ケ年を加ふる毎に月俸三分の一を増額支給す

▼福賀 村▼

明治三十年度退隠料條例を制定し同四十四年度更に年功加俸及退職一時金給與條例を加定して之を實施せり

▼退隠料

一、在職滿十六年以上に至り退職したる者には終身左の退隠料を支給す

(イ) 在職滿十六年以上二十年未滿の者に對しては給料年額四分の一

(ロ) 在職滿二十年以上の者に對しては給料年額三分の一

二、在職中公務の爲め疾病又は傷痍を受け不具癱疾と爲り其の職に堪へずして退職したる者に對しては在職年數に係はらず終身退職當時の給料年額十分の二に相當する額を支給す

三、滿十六年以上在職したる者に對しては第二項の事由に依り退職したる者に對しては第一項の規定に照準したる退隠料年額に其の十分の一を増給す

▼年功加俸

年功加俸は左の標準に依り支給す

(イ) 在職滿五ケ年以上勤続の者には年額六圓

(ロ) 在職滿十ケ年以上勤続の者には年額十二圓

(ハ) 在職滿十五ケ年以上勤続の者には年額十八圓

▲退職一時金

退職一時金は左の標準に依り之を支給す

(イ) 在職滿二ケ年以上にして病氣の爲め退職したる者に

は其の當時の俸給一ケ月分

(ロ) 在職滿二ケ年以内にして病氣の爲め退職したる者には其の當時の俸給半ケ月分

(ハ) 在職滿二ケ年以上にして家事其の他の事故に依り退職したる者には其の當時の俸給半ケ月分

(ニ) 在職滿二ケ年以内にして家事其の他の事故に依り退職したる者には其の當時の俸給四半ケ月分

▼須佐 村▲

退隠料、退職給與金、遺族扶助料及死亡給與金條例を制定して大正二年度より之を實施せり

▼退隠料

一、在職滿十五年以上に至り退職したる収入役及書記には左の標準に依り終身退隠料を支給す

(イ) 在職滿十五年以上十六年未滿の者は退職當時給料年額の二百四十分の六十

(ロ) 在職滿十六年以上は滿一年毎に退職當時給料年額の二百四十分の一を増加し滿四十年にして止む

二、在職中職務の爲め疾病又は傷痍を受け不具癱疾となり其の職に堪へずして退職したる者には第一項の在職年數に係はらず終身退隠料を支給す

三、第二項に依り退職したる者在職十五年未滿なるるとき

は十五年の額を支給し其の十五年以上在職したる者には第一項の規定に照準したる退隠料年額に其の十分の一を増給す

▲退職給與金

在職滿四年以上十五年未滿にして退職したる者には左の給與金を支給す

(イ) 在職滿四年以上八年未滿の者には給料月額の二分の一に在職年數を乗したる額

(ロ) 在職滿八年以上の者には給料月額の四分の三に在職年數を乗したるもの

▼遺族扶助料

一、左の場合に於ては其の遺族に扶助料を支給す

(イ) 在職十五年以上の者在職中死亡したるとき

(ロ) 在職十五年未滿の者職務の爲め傷痍を受け又は疾病に罹り在職中死亡したるとき

(ハ) 退隠料を受くる者又は受くべき者死亡したるとき

二、扶助料年額は左の標準に依り之を支給す

(イ) 退隠料を受くる者にありては其の退隠料年額の三分の一

(ロ) 退隠料を受けざる者にありては退隠料第一項の標準に依り算出したる退隠料年額の三分の一

(ハ) 在職中職務の爲め傷疾を受け又は疾病に罹り死亡したる者の遺族扶助料年額は退隱料第二項の標準に依り算出したる退隱料年額の三分の二

▼死亡給與金

- 在職一年以上十五年未満の者職務以外の事由に依り在職中死亡したるときは其の遺族に左の死亡給與金を支給す
- (イ) 在職一年以上三年未満の者には給料月額二分の一に在職年数を乗したる額
- (ロ) 在職三年以上七年未満の者には給料の月額四分の三に在職年数を乗したる額
- (ハ) 在職七年以上の者には給料月額に在職年数を乗したる額

▼彌富村▲

退職一時給與金條例を制定して明治四十四年度より之を實施せり

▼退職一時給與金

- 一、滿四年以上勤続し退職又は死亡したるときは退職若くは死亡現時の給料半ヶ月分を以て在職年數一ヶ年に當て其の年數に應ずる金額を一時支給す
- 二、事務の都合に依り退職を命じたるときは年限に關する前項の金額を支給す

三、職務に依り受けたる傷疾若くは疾病に起因して死亡したるときは死亡現時の給料三ヶ月分を給し勤務に堪へざるか爲め退職したるものには退職現時の給料二ヶ月分を支給す

▼六島村▲

退隱條例を制定して明治四十三年度より之を實施せり

▼退隱料

- 一、在職滿十六年以上に至り退職したる者には終身左の退隱料を支給す
 - (イ) 在職滿十六年以上二十年未満の者には給料年額の四分の一
 - (ロ) 在職滿二十年以上の者には給料年額二分の一
 - 二、在職中公務の爲め疾病又は傷疾を受け不具瘥疾となり其の職に堪へずして退職したる者には在職年數に依り終身退職當時の給料年額十分の二に相當する退隱料を支給す
 - 三、第一項の年限間在職したる者にして第二項の事由に依り退職したるときは第一項の規定に照準したる退隱料年額に其の十分の一を加へたる額を増給す
- ▼見島村▲
- 退職給與金及死亡給與金條例を制定して大正七年度より

之を實施せり

▼退職給與金

在職滿四年以上に至り退職したる者には左の退職給與金を支給す

- (イ) 退職給與金は退職當時の給料の月額半ヶ月分を以て在職年數の一ヶ年に當て其の年數に應ずる金額を一時支給す
- (ロ) 在職中公務の爲め傷疾を受け又は疾病に罹り其の職に堪へずして退職したる者には在職年數に係はらず退職給與金を支給す
- (ハ) 前項の給與金額は給料月額二ヶ月分とし在職四年以上の者にして前項の事由に依り退職したるときはイの給與金額に其の十分の二を加へたる額を増給す

▼死亡給與金

- 在職滿四年以上の者にして在職中死亡したるときは本人又は遺族に左の死亡給與金を支給す
- (イ) 在職滿五年未満の者給料月額三ヶ月分とし滿四年以上は滿一年毎に給料月額半ヶ月分を加ふ
- (ロ) 公務の爲め傷疾を受け又は疾病に罹り在職中死亡したる者にはイの規定に依る給與金額の十分の二を増給す

□町村吏員給料報酬及旅費額標準

町村吏員に對しては從來臨時手當を支給し來りしかるに國庫及縣費支辨の官吏吏員等の待遇改善と共に本部に於ても時世の趨勢と町村の實情とに鑑み本月十七日臨時手當を廢して本俸に併算したる給料報酬及旅費額の標準を別表の如く示して先般改正せられたる小學校教員俸給と共に速に實施せられんことを要望せり

| 町村階級 | 町村吏員旅費額標準 | | 町村吏員給料報酬月額標準 | |
|--------|-----------|----|--------------|-------|
| | 町村長 | 助役 | 役 | 收入役書記 |
| 戸數四百未満 | 以上 | 以上 | 以上 | 以上 |
| 戸數二千未満 | 五〇 | 四〇 | 三五 | 三五 |
| 戸數三千未満 | 五五 | 四五 | 四〇 | 三五 |
| 戸數三千以上 | 六〇 | 五〇 | 四五 | 三五 |
| | 九〇 | 六〇 | 五五 | 四五 |
| | 一二〇 | 九〇 | 七〇 | 四五 |

| 職名 | 鐵道賃 | | 船賃 | | 車馬賃 | | 日常 | | 宿 | | 泊 | | 夜料 | |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|---|----|---|---|---|----|---|
| | 一等 | 二等 | 一等 | 二等 | 一 | 二 | 一 | 二 | 一 | 二 | 一 | 二 | 一 | 二 |
| 町村長 | 五〇〇 | 三〇〇 | 四〇〇 | 二〇〇 | 五〇 | 三〇 | 一〇 | 五 | 一〇 | 五 | 五 | 三 | 二 | 一 |
| 助役 | 四〇〇 | 二〇〇 | 三〇〇 | 一五〇 | 四〇 | 二〇 | 八 | 四 | 八 | 四 | 四 | 二 | 一 | 〇 |
| 收入役書記 | 三〇〇 | 一五〇 | 二〇〇 | 一〇〇 | 三〇 | 一五 | 六 | 三 | 六 | 三 | 三 | 一 | 〇 | 〇 |

□ 郡會議員名譽職參事會員費用辨償額及支給方法改定

本郡會議員名譽職參事會員職務の爲に要する費用辨償額を別表の通改正し本月二十九日郡會の議決を経て九月一日より之を施行せり

| 職別 | 手當額 | |
|-------|--------------------------|---------|
| | 通常會期 | 臨時郡會會期 |
| 郡會議長 | 六十五圓 | 十五圓 |
| 郡會副議長 | 五十五圓 | 十二圓 |
| 郡會議員 | 四十圓 | 十圓 |
| 名譽職參事 | 十五圓 | 六圓 |
| 名譽職參事 | (通常郡會) 十五圓 (議案審査) 十五圓 | (其他) 六圓 |

| 旅費額 | |
|------|------|
| 鐵道賃 | 九錢 |
| 船賃 | 十二錢 |
| 一海里 | 四十五錢 |
| 車馬賃 | 一圓 |
| 一里 | 八十錢 |
| 旅行日當 | 三圓 |
| 一日 | |
| 宿泊料 | |
| 一夜 | |

◎ 學 事

□ 理科講習會

阿武郡教育會に於ては時勢の要求と郡教育の實狀とに鑑み今夏廣島高等師範學校教授大島鎮治氏を聘し萩高等女學校に於て理科講習會を開催せり。開期は八月十七日より同二十一日まで五日間にして「理科教授革新の根柢」の題下に講師の熱誠懇篤なる講義あり。尙十八、十九の兩日は午後二時より椿西、椿東兩校に於て理科設備上に關し實地指導を受く而して講習員は郡内小學校教員にして講習は毎日午前八時より正午までとし廿一日午前十一時三十分より講習證書授與式を舉行せり。當日來賓は野北砲兵中佐、齋藤萩高等女學校校長各新聞記者等にして植野幹事長の講習經過報告に次で岡村會長は講習員總代須子五郎氏に對し講習證書を授與し會員一同に對して本科の研究、設備の完成と相俟つて徹底的に本科教授の革新を期すべきことを痛切に告示し次で講師の誨告來賓總代野北中佐の祝辭會員總代須子五郎氏の答辭等ありて正午閉式す。當日講習證書を授與せられたるものは百五十五名にして講師の講演要項左の如し

▼ 理科教授革新の根柢

- 一、我國法令上の理科教授要旨如何
- 二、自然科学の意義如何
- 三、自然科学の使命如何
- 四、理科と自然科学との關係如何
- 五、理科教授革新の根柢とは何か

▼ 第一理科教授の科學的原理

- 1、智識の本質
 - 智識の意義
 - 智識と眞理、智識と迷信、智識と信仰、智識と言語
- 2、智識の根元
 - 感覺印象の本質、物体の性質、物体の本質、ルムホルツの説、カントの説、ワツクの説
- 3、智識の分ち
 - イ、成立上||經驗的、概括的
 - ロ、組織上||分析的、綜合的
 - ハ、内容上||實用的(衣、食、住)

二、科學の公準

- 1、公準の意義
 - 甲は甲なり………水素は水素なり
 - 甲は乙なり………水素は氣體なり
- 2、同一律
 - 甲は甲ならず………水素は非水素にあらず
 - 甲は乙なると同時に非乙なること能はず………水素は氣體なると同時に非氣體なりといふことを得ず
- 3、矛盾律
 - 甲は甲なるか然らざれば非甲なり………思考の對象は水素か或は非水素かの一
 - 甲は乙なるか或は非乙なり………水素は氣體か或は非氣體かの一
- 4、非中律
 - 一般的要求たる充定理由の原理の一面なること
 - 定性的||原因あれば必ず結果あり
 - 結果には必ず原因あり
 - 定量的||一定量の原因は必ず一定量の結果を生ず
 - 一定量の結果より一定量の原因を測ることを得
- 5、因果律

三、科學的作用

- 1、目的の科學的事實と事業とを連絡せしめて全體を一個の体系的智識即ち法則となす作用
体系とは如何
有機的体系とは如何
- 2、推理に達せる精神作用
有機的体系とは如何
- 3、(イ) 辨別作用
(ロ) 抽象作用
(ハ) 把住作用
比較—想像—概念—斷定—推理
- 4、推理の原則
推理の三形式
(イ) 演繹的—三段論法
(ロ) 歸納的
(ハ) 比論的
- 5、演繹と歸納との關係如何
(イ) 演繹の基礎及弱點
(ロ) 歸納の基礎及弱點
1 吾人の過去の觀察は已に存在する事物に關して完全なる智識と與ふること
2 已に存在せし事物に適應する條件は未來に存在するものにも又條件たること

四、觀察及實驗

- 6、比論的推理の要件如何
- 7、科學的研究法
(イ) 觀察、實驗、證言、彙類
(ロ) 檢證法則
- 1、觀察及實驗との區別—實驗的觀察法
定性的と定量的
- 2、觀察の要件
(イ) 觀察者は心を虚心平氣にし情に激せざること
(ロ) 偏見又は豫想を避け事實を有りのまゝに觀察すること
(ハ) 觀察は成るべく多方面に涉りて正當なる感官に依ること
(ニ) 一定の意識せる目的に従つて行ふこと
- 3、觀察の限界器械の效果
デーウイ—曰ク「新器械の適用の如く智識の進歩に貢獻するものを他に見ない、各時代に於ける人類の本能的智力は左程成功の原因とは認められぬ寧ろ其の時代の有せる器械及人工的資源が大なる影響を及ぼすものである」
- 4、實驗の要件

五、分類概括

- 5、實驗の境遇に注意を拂ひ之を簡單化すること
5、分拆的實驗法
(イ) 一致法—ブリュースターの眞珠光の原因發見
(ロ) 差異法—デーヴィーの水の成分研究法
(ハ) 一致差異併用法—ダーウキンの異花受精及自家受精の研究法
(ニ) 共變法—ボイルの法則
(ホ) 剩餘法—ルウエリエーの海王星發見—ラムゼーのアルゴン發見
- 1、分類の意義
- 2、分類の基礎
- 3、分類の要件
(イ) 分類の基礎は出来る丈其の事物の確實特性を以てすべきこと
(ロ) 分類の基礎は其の一段を完了するまで一貫すべきこと
- 4、概括の意義
- 5、概括の注意

六、假說、法則

- 1、假說の意義
- 2、假說の要件
(イ) 假說は演繹的推理を適用し得られ、且つ其の推理の結果も觀察の結果との比較をなし得べきものたること
(ロ) 假說は吾人の眞理とせず自然の法則と衝突せざること
(ハ) 假說より演繹されたる結果が觀察の事實と一致すること
- 3、法則の意義
- 4、法則の進化
▼第二、現在の科學及科學教育
一、第十九世紀科學發達の特色
1、智識が多岐多方面に廣がつて新しい種々の分科を生ずると共に他面に諸現象を統一して一般的普遍的法則の下に概括するに至れること
2、科學的研究法が智識の凡ての分野に適用するに至れること、而して自然界の物質及力を利用することの理想各文明國の最大多數の民衆の理想及行動の上に影響したること
3、研究が組織的世界的となれること

二、物理學の發達

光學とトマス、ヤング(英)一七七三—一八二九
電氣學とミケール、ファラデー(英)一七九一—
八六七

ローベルト、マイエル(獨)
一八二四—一八七八
ヘルマン、ヘルムホルツ(獨)
一八二一—一八九四
セームス、フレスコット
ユール(英)一八一八—一八
八九

光、電、磁氣學とゼームス、クラーク、マックス
ウェル(英)一八二二—一八七九

電波とハインリッヒ、ヘルツ(獨)一八五七—一八
九四

真空放電とウイリアム、クルツクス(英)一八
九四

三、化學の發達

原子説とジョン、ドルトン(英)一七六六—一八四
四

電氣化學とサー、ハンフリー、デーヴィー(英)一
七七八—一八二九

化學式とヨハン、セコナ、メルツエリウス(瑞)一
七七九—一八四八

獨逸化學の勃興

四、進化論の響

チャールズ、ダーウキン(英)一八〇九—一八八二

五、第十九世紀に於ける科學教育勃興の原因

1、自然化學及其の應用の進歩

2、實業者階級の勃興

3、國方培養の要求

4、唯物的人生觀の興隆

六、世紀後半に於ける理科教授の特色

1、理科教授の方法に關する研究が教育的に行はれ
たること

2、理科教授の方法に關する研究が科學的に行はれ
たること

3、理科が學校教科の中に確乎たる位置を占むるに
至れること

4、普通教育の圈内に於ても實驗實作業の必要を認
めらるゝに至れること

七、第二十世紀科學研究の傾向

1、電氣學は自然科學の基礎的性質を有つやうにな
れること

2、真空放電に於ける電子の研究クルツクス(一八
七九年)レントゲン線の發見……レントゲン

(一八九五年)

ウラミウムの發見……マツケレル(一八九六
年)

ラヂウムの發見……キユーリー(一八九八年)

2、エーテルの本質に關する研究の進歩

3、物理學の基本觀念の上に大なる動搖の起れる事

▼第三理科教育的職能

一、科學的智識と理科

1、智識を完成した形に於て提供すべきか

2、社會生活の準備としての智識に重きを置くべき
か

3、成長の要素といふことに着眼すべきか

4、實用といふことに着眼すべきか

5、理論的智識に満足すべきか

6、智識が徳性の涵養に寄與する所を重しとすべき
か

二、科學的訓練と理科

1、訓練とは如何

2、デューウキーの説—事由に力を使用することを
意味し行爲を遂行するに有用なる資源方便を自
在に行使用することである

2、科學的習慣

(イ) 書籍を参照する前に先づ手、目、及耳等を用
いて有意義なる事實及現象を精細に觀察する
こと

(ロ) 觀察及實驗作業に於て装置器物の整理排列及
清楚を保つこと

(ハ) 道具器物の取扱に於ける注意深きこと及其の
熟練

(ニ) 正當なる法式によつて注意深き測定を行ふこ
どの手廻

(ホ) 計算及圖表を製作する場合に於ける精密且秩
序的に行ふこと

(ヘ) 讀解し易き書方、明瞭、美麗精密なる圖、正
しき綴字、正しき文法上の構成明瞭且簡潔な
る發表を行ふこと

3、論理的思考法

4、兒童の推理

三、科學的理想と理科

1、科學的理想—科學の研究から入つて高尚なる人
世觀世界觀を建設し人生をして有意義に完美な
らしめやうとする理想

二、教材の本質

- 2、品性陶冶と科学
- 3、理科の修養的價值
- 4、自然美鑑賞と理科
- ▼第四、理科教材及教法の本質
- 1、教材の位置
 - 兒童用理科書は之を兒童に使用せしむべきか教師用理科書は如何なる程度に準備すべきか
- 2、選擇の傾向
 - 廣く淺く行かんとするもの
 - 狭く深く進まんとするもの
 - 其の批判如何
- 3、選擇の要件
 - 感興的教材
 - 基礎教材
 - 日常生活に必須なる教材
 - 新奇教材
 - 4、統合排列の種類
 - イ、博物(バイオイル)及プロブスト二氏の提案)
 - ロ、人体(キースリング)及フアルツの提案)
 - ハ、開化史的段階(バイヤー)の意見)
 - ニ、生活の共存体(ユンゲル)の意見)

其の價值如何

ホ、家庭生活

- 二、教法の本質
 - 1、教授の理想
 - (イ) 生徒自身に科学の内容と方法とを含む問題を解き、之を不斷實行することによりて科学的智識を得ること
 - (ロ) 出来る丈生徒自身の思想及活動によりて問題を解決することに於て科学に特殊なる性質の科学的訓練を修養すること
 - 2、講演式教授の二職能
 - (イ) 教材の何れも問題の形で提供され之を生徒の實驗や級討論によつて解決さるゝやう導くとも尚ほ各所に缺陷があつて全体として統一したる智識たるを得るためには補充すべき部分の智識が残つて居て有効なる講義式教授によりて補充せらるべきこと
 - (ロ) 教材に伴發見古典的研究、地方的科學事實及時代の出來事は時々講義式によりて提出せられ之を感應及興奮の目的に向つて取扱はるべきこと
 - 3、實驗室作業の特性

三、設備の標準

- (イ) 實物は生徒に有意義なる或問題の解決に主要なる一步を進むる性質のものたること
- (ロ) 斯くして實驗要目の前後に連絡を保つべきこと
- (ハ) 實驗は生徒に注意深き觀察辨別力及反省を強要すべき性質を帯び之によつて自然に疑問を發する熟練及自頼心を發達せしむる機會たること
- (ニ) 精神の混亂を招く恐あるより、作業餘り多からざるをよしとする
- (ホ) 實驗は劣等生と雖も相互の速さを以て作業をなし得ること平均の能力ある生徒には實驗時間内に餘り急ぎ又は混亂なくして終了し得るものなること
- (ヘ) 實驗は生徒に相當の精密度を以て爲し得而して其の成績には相當の信頼を置くことを必要とする
- (ト) 結論に達するに含まるゝ推理は成るべく簡單で唯教師よりの僅少の補助により生徒は自ら爲し能ふべきものなること

- 1、一般原則
- 2、理科室内の設備
 - 黑板、戸棚及藥品棚、圖表掛及書架、洗滌場
 - 水の供給、熱源、電氣の供給
 - 3、器械器具
 - 4、圖書
 - 5、教授細目に關する二見解
 - 細目と精確に内容方法を規定せんとするもの
 - 大体に止め變更を自由ならしめんとするもの
 - 6、教授細目の具備すべき二要件
 - (イ) 教材の主眼点と然らざるものとの區域をなし置くこと
 - (ロ) 實驗觀察の種類及提示の位置之に關する教師と兒童との活動の範圍を明示すること
 - 7、教授細目の一例
 - 東京府師範附屬小學校

| | | |
|----|--------------|------------|
| 週 | 教授事項(豫定時數) | 準備 |
| 十一 | 空氣鐵砲(凡二時) | 空氣鐵砲 |
| 十二 | 空氣鐵砲の構造 | 空氣鐵砲 |
| 十三 | 空氣のある證據(兒童一) | 兒童の各組にコップ水 |

三、空氣を押しちぢめ得ること
及押しちぢめた空氣の力
四、押しちぢめた空氣の利用(1)

槽各一各組
に空氣壓縮
器一

廣島師範附屬小學校

| 題目及教授要項 | 注意事項 |
|--|---|
| 空氣—空氣鐵砲(二) 1 空氣の存在 (イ) 空氣と見ゆる器物の中に (ロ) 空氣は一の器より他の器 (ハ) 空氣の色、味、臭と風 (ニ) 體積の變じ易きこと (ホ) 空氣壓縮せられ易きこと (ヘ) 空氣を去ればもの、體積となること 3 壓縮空氣の利用 | 一、氣體の例として空氣を取り其の存在する事、體積の變じ易きこと並其の性質の利用について知らしむべし 二、生物の生活現象の行はる場所として空氣に注意すべし 三、氣體の意義は水の性質の終りに於て明かにすべし |

大阪市小學校共同研究會

て痛切なる告辭を與へ來賓總代野北中佐の祝辭あり講師蟹江山口師範學校長は「現代の教育と將來の教育」の題下に二時間に亘りて現代教育の不徹底なる原因及之が救済法に就て最も切實に講話し會員に多大の覺醒を與へられたり、午後一時より會長及評議員の改選に移り岩田中學校長の動議によりて一般投票の煩を避け會長には岡村郡長を推すことに一決し評議員は五名の委員によりて詮衡せし結果岩田博藏、齊藤彦一、高村茂太郎、岸彌七、繁澤寅之助、谷井磯太郎、信國顯治、小野彌市、安藤孫一、井町常三郎、大石新一、の十一名を推すこととなり、尙史蹟保存會評議員に瀧口吉良、岩田博藏、齊藤彦一、小倉信恭、南方良輔、森田豊吉、小河源吉、野北祐次、安藤紀一中野貞介、谷井磯太郎、信國顯治、香川政一、吉田祥湖の十四名當選せり尋て岩田中學校は米國一新聞の記事を引用して日米問題に就て最も興味ある講話をなし午後二時より會員の短時間演説に移り高俣校訓導増原武夫、明倫校訓導城市春太郎、全山中光一、全山中岑三、全香川政一、椿東校訓導堀田斷三、全笠井秀正、全藤田宗亮、白水校長三上純象、篠目校長横山出、嘉年校長佐伯民一、全訓導長見宜章、篠生校長山縣良正、福田校長吉岡恒郷、長高校荒木彌吉、龜山校訓導佐伯節生、十六氏

の意見發表ありて場内活氣横溢し時の移るを覺えず午後六時閉會す當日蟹江講師の講演要項は次の如し
 余は本縣に就職後尙日淺くして縣下の教育狀況を審みせずと雖も過日視學集會に於ける知事の訓示、他府縣よりの視察者の批評、縣内教育者の感想發表等を綜合して稽ふるに縣下初等教育は中等、高等教育に比較して振はざる感あり。然るに本縣にては曩に縣教育大會に於ても七十餘人の出席者ありて吉敷郡を除きては第一位を占められしに徴しても郡内教育家諸君が其の道に忠なることを思はれ所謂強將の下に弱卒なしの感あり。扱教育といへば知徳體三方面を考ふべきも本日は主として訓育に就きて素懐の一端を語らん。惟ふに訓育は如何に金科玉條の校訓、施設あるも其の實踐窮行の實を擧げざれば其の價值なかるべし。某徴兵官は語つて曰く現時の學校教育は頗る不徹底なり衛生上の必要なる心得を授くるも學校に於ける啖壺は水を取り換へらるゝこと少く兒童に整理整頓の必要なることを説くも教師の机内は何時も亂雜にあり、時間の勵行を教ゆる教師にして遅刻するが如きは矛盾の甚しき物にして訓育の徹底は到底望むべからず、被教育者に對して徳育の保障は期すべからず、現在我國の初等教育に要

第四十八課空氣の性質(一時間)

要旨、氣體の例として空氣を取り、其の形及體積の變じ易きことを知らしむ

| 教授要項 | 實驗觀察の挿畫 | 實驗觀察教授上の注意 | 備考 |
|--|-------------------------------------|-------------------------------------|-----------------------|
| 一、空氣の存在 二、空氣の形を變じ易し 三、空氣は其體積を變じ易し 四、氣體の意義 | 1 水と置換 2 オム球は勝脱 3 水鐵砲 4 噴水 | 1 詳細なる注意 2 注意を掲ぐ 3 準備 4 連絡 | 1 應用問題 2 3 4 |

阿武郡教育會總會史蹟保存會及青年團幹部會

八月二十二日午前八時より、萩高等女學校講堂に於て第十回阿武郡教育會總會外二會を開催す、當日の主なる來賓は小倉萩町長、野北中佐、岩田萩中學校長、齋藤萩高等女學校長、新聞記者等にして出席會員八十名植野幹事長開會を宣し、國歌合唱勸語奉讀に次で幹事長會務を報告し岡村會長は本部教育の向上發展を期すべきことに就

する經費は一億圓に達す。此の莫大の經費を投じて而も教育内容の之に伴はずとせば是れ正に吾人教育家の責任にあらざるか。議會に於ても國庫負擔は五千萬圓を計上せんと聞く將來吾人は一大奮發して教育の向上徹底を計らざして可ならんや

以上は主として訓育一般に就て述べしが學校教育全般より見るに將來左の八項に就ては最も注意を要すべきものなりと信す

- 一、兒童生徒に自學自習の指導をなすべきこと、教ゆるよりも學ばしむるに注意すべきこと
- 二、教材を精選して取り扱ふべし、教材は難解のものも多く授けて其の中毒に罹らしむより教材を精選して狭く深く授け十分理解得せしめて眞の智識となし進んで力となすべし
- 三、不經濟的學習をなさしめざるべし、上下學年に於ける教材の連絡統合、兒童心意に適應する取扱の巧拙兒童腦力の經濟的使用等より見て注意すべきこと多し。吾人は今日の六年の教育を五年にてなし得る自信あり
- 四、教授の準備に不足なきを要す。準備の周到なるは教壇に上らざる前に已に半ば成功せるものなり

- 五、反覆練習を充分なすべし、練習を輕視する教育は徹底を缺く
- 六、男女の特性と將來の生活を考察して適切なる教育を施すべきこと
- 八、硬教育に注意して大に獨創的能力の發揮に努むべし

以上八項に注意して教授の末に係らず教師の理想能力の發現を期すべく他人の三時間を要する所は二時間に於て爲し上ぐるの用意あるを要す。是れ教師に取りては其の勞は容易ならざるも而も其の中に樂みあるを知らざるべからず而して兒童に對する教師の態度は

- 1、敏活なるべく
- 2、快活にして兒童の活動を鼓舞すべし
- 3、教式教音教様等圓滿なる教訓たるべくよく兒童心理を解して常に兒童の實際に合致するを要す

教育は人格ある人を作るを主とす、之を忘れれば智識も技能も用をなさず教育に訓練なきは水なき水車の如し現今の教育は教授に偏して訓育の大切なることを忘れたる觀あり今後訓育に重きを置き特に(1)自制力、(2)自主自立の氣分、(3)進取の氣象、(4)親愛眞實の情、(5)公共共同の徳、(6)敬虔の念の養成には特に注意するを要す

す、而して訓育の徹底は兒童を指導して自ら人格ある人たらしめんと努めしむるにあり人格ある人として望ましかは熱誠良感、良性質明、活動獨創、操守牢固の人たるにあり教育は人格主義ならざるべからず教師自己の人格修養を第一義とし兒童の薰陶に努むべきなり

◎ 兵 事

□大正九年度一年志願兵

本年度に於て一年志願兵を出願し許可せられたる者左の如し

| | | | |
|----|-------|----|-----------|
| 萩町 | 阿武 芳輔 | 萩町 | 山下 清信 |
| 全 | 清水 清 | 全 | 武林 治朗 |
| 全 | 長嶺元二郎 | 全 | 永田 精三 |
| 全 | 井町 敏正 | 全 | 羽鳥 經雄 |
| 全 | 齊藤 四郎 | 全 | 林 美樹多 |
| 全 | 竹内 基雄 | 全 | 山本 義男 |
| 全 | 吉田 六郎 | 全 | 森田 胤光 |
| 全 | 室田 幾二 | 全 | 村田 帶雲 |
| 全 | 周田 豊 | 全 | 徳佐村 長嶺 義章 |

△一年志願兵出願者にして入營を延期せられたるもの左の如し

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 福川村 | 中村 周郎 | 須佐村 | 栗栖 公三 |
| 紫福村 | 岩武 滋義 | 小川村 | 小河 千里 |
| 須佐村 | 栗山 忠雄 | | |
| 計 | 二十三名 | | |

萩町

| | | |
|-------|-------|------|
| 平野 四郎 | 福川村 | 山縣 政 |
| 椿郷東分村 | 中村 博 | 須佐村 |
| 三見村 | 植村 文雄 | 全 |
| 計 | 六名 | |

川上 重市

□海軍軍人恩給増額成就

手續概要

大正九年法律第十號を以て恩給、扶助料等が下士官以下は十割を増額せられ又從來名譽進級のものに對しては其の官等に依る恩給を賜はることとなりたるに就ては増額せられたる恩給及扶助料支給手續の概要を吳海軍人事部より通知せられたるに依り左に掲げて受給者に便す

- 一、自分より請求をしないでも從來恩給、扶助料の支給を受けて居る郵便局から別紙の様な更正支給額票と云ふものを渡して呉れますから之を自分の持

て居る恩給又は扶助料の證書の金額の上の方のど
 るに貼りつけて之を證據として新恩給、扶助料を支
 給せられず尤も多數のことでありますから此の十
 月の支給期には間に合はぬかも知れませぬ

二、明年あたり新らしき恩給、扶助料の額を表示した
 別の更正證書と云ふものを内閣恩給局に於て發行せ
 られます之を受けますには交付請求書と云ふものを
 認め(交付請求書の提出期限及書式等は追て定めら
 れます)から後日郵便局に就て問合されし
 之れに自分が住居して居る所の市長、區長、町長又
 は村長の其の所の居住者に相違なきことの奥書證印
 を受け戸籍抄本を添へて現に御金を受取て居ります
 郵便局又は之れから受取りたいと思ふ所の郵便局に
 差出すのであります、そうすると郵便局を経て下け
 渡されます但し扶助料の御方は戸籍抄本ではいけま
 せんから戸籍謄本を添付するのであります

三、新らしき證書を受取られたらば元の證書は早く
 郵便局に返すのであります

四、更正支給額票を誤て亡失したり又は汚損したりし
 たときは恩給局宛再び交付の請求書を郵便局に差出
 しにものと交付せられます

五、此度の事に付しまして判からぬことあれば郵便局

に就て御尋ねになると能くわかると思ひます
 (別紙)

| 官等(職名) | 恩給増額對照表 | | | | |
|---------|---------|------|------|------|------|
| | 下士 | 三官 | 一等 | 二等 | 三等 |
| 増率 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 二十五年 | 3500 | 3000 | 2500 | 2000 | 1500 |
| 二十四年 | 2900 | 2400 | 1900 | 1400 | 900 |
| 二十三年 | 2400 | 1900 | 1400 | 900 | 400 |
| 二十二年 | 1900 | 1400 | 900 | 400 | 0 |
| 二十一年 | 1400 | 900 | 400 | 0 | 0 |
| 二十年 | 900 | 400 | 0 | 0 | 0 |
| 十九年 | 400 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 十八年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 十七年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 十六年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 十五年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 十四年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 十三年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 十二年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 十一年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 十年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 九月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 八月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 七月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 六月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 五月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 四月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 三月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 二月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 一月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 更正一年額 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 更正二期額 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 更正三期額 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 更正四期額 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 更正五期額 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 更正六期額 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 更正七期額 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 更正八期額 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 更正九期額 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 更正十期額 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 更正十一期額 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 更正十二期額 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 更正十三期額 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 更正十四期額 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 更正十五期額 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 更正十六期額 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 更正十七期額 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 更正十八期額 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 更正十九期額 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 更正二十期額 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 更正二十一年額 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 更正二十二年額 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 更正二十三年額 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 更正二十四期額 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 更正二十五期額 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |

七月以降更正支給額票

注 面貼ニシテ交現ノ
 書表ニシテ其ノ引
 部ニシテ其ノ引
 上シテ其ノ引
 ハシテ其ノ引
 本額ニシテ其ノ引
 金付スル正額ニシテ其ノ引
 意 (一) 本額ニシテ其ノ引
 (二) 金付スル正額ニシテ其ノ引

| | |
|------|------|
| 二十六年 | 一五〇八 |
| 二十七年 | 一五〇八 |
| 二十八年 | 一五〇八 |
| 二十九年 | 一五〇八 |
| 三十年 | 一五〇八 |

| | |
|------|-------|
| 大正九年 | 證書記番號 |
| 氏 | |

産業

サードウエツケン栽培成績

阿武郡に於て新緑肥飼料植物サードウエツケンの郡内に
 相當生育をなすや否やを試験すべき目的にて是れが原種
 を三重縣立農事試験場より取り寄せ椿、大井の二ヶ村に
 試作せしに何れも生育良好にて左の成績を挙げたるも尙
 本年は明木、生雲、嘉年、小川、須佐、の五ヶ村に試作
 せしめ他の各村に於ても篤農家をして適否を調査せしむ
 べく種子を配付せり

- 一、試作場所 大井村宇馬場
- 二、試作面積 三十五平方尺(約壹坪)
- 三、土地 砂質壤土にて畑地

大正八年大井村に於て試作せし成績

- 四、播種期 十月上旬
- 五、播種法 畦上三尺五寸に二尺二寸の巨離に條播(反當六升)
- 六、手入 發芽後少量の木灰及過燐酸石灰を施し除草に努む
- 七、生育狀況 下種後數日にして發芽し十二月に至れば長さ五寸乃至尺に伸長し根元より數枝を生し陽春の候に至れば生長頗る旺盛にして多數の分岐を出し一丈餘に至るも紫雲英の如く匍匐し結實不充なるを以て採種用に供するものは支柱を立つるを要す
- 八、開花期 六月上旬
- 九、結實期 七月上旬
- 十、收量 乾草量(採種せし枯莖の量參貫貳百匁(反當九百六十匁にて生草なれば四千匁以上の見込)壹升五合)
- 十一、採種量 用途及肥効紫雲英に準ず
- 十二、用途及肥効 用途及肥効紫雲英に準ず
- 十三、紫雲英に比較せる利点
- 十四、收量多きこと

- (ハ) 病害なきこと
 - (ロ) 寒中生長を中止せざるを以て雑草発生を阻止すること
 - (ニ) 何人にも種子を播取し得ること
- 備考 本草の耐寒性に付ては疑問の點あるを以て本年之か試験を爲さんとす

一本釣競技會

阿武郡漁業組合聯合會に就ては左記方法に依り一本釣競技會を開催せり其の状況左の如し

一、開催月日及時 大正九年九月十三日午前自十時一時間

二、開催場所 宇田郷村宇田浦

三、參加者漁浦及氏名

| | | |
|-----|-------|-------|
| 須佐浦 | 山根 芳助 | 青木 寅吉 |
| 尾無浦 | 白石 平槌 | |
| 木與浦 | 矢田 武雄 | 田中 半藏 |
| 奈古浦 | 柴田喜代松 | |
| 宇田浦 | 齊賀 豊槌 | 角力 林槌 |
| 鯉瀉浦 | 増野 熊槌 | |
| 計 | 六ヶ浦 | 九人 |

- 四、餌料 小蝦
- 五、漁場 宇田島より北東約四分の三の點
- 六、乗込方法 抽籤により決定したること次の如し
 - 一組 矢田 武雄 山根 芳助 増野 熊槌
 - 二組 白石 平槌 角力 林槌 齋藤 豊槌
 - 三組 柴田喜代松 田中 半藏 青木 寅吉
- 七、各自漁獲物數量及價格次の如し(宇田浦魚市場にて競賣す)

| 漁獲物數量 | 賣價 | 氏名 |
|-------|------|-------|
| 八尾 | 六貫 | 矢田 武雄 |
| 八全 | 六貫五 | 山根 芳助 |
| 七全 | 四貫三 | 増野 熊槌 |
| 九全 | 六貫六 | 白石 平槌 |
| 四全 | 五貫八 | 角力 林槌 |
| 三全 | 一貫五 | 齋藤 豊槌 |
| 六全 | 七貫 | 柴田喜代松 |
| 四全 | 三貫五 | 田中 半藏 |
| 四全 | 三貫 | 青木 寅吉 |
| 五十三尾 | 四四貫二 | 計 |

八、入賞者氏名

- 一等賞金十圓 宇田郷村尾無浦 白石 平槌
- 二等賞金五圓 奈古村奈古浦 柴田喜代松
- 三等賞金三圓 須佐村須佐浦 山根 芳助
- 奈古村木與浦 矢田 武雄
- 須佐村鯉瀉浦 増野 熊槌
- 宇田郷村宇田浦 角力 林槌

九、役員出席者

久保田友吉 領家 安藏 水津 駒吉

大谷權衛槌 惠本 新槌 綿鍋 小一

十、審判員

山口縣水産試験場技師 竹田 重雄
全 阿武郡産業技手 竹田津五十馬

十一、審判講評の要旨

今回の一本釣競技會は郡内北部各漁浦の當業者を網羅し多數の參會者を得たるを欣ぶものなり而して各參加者中には漁場を熟知せる向と又不案内の向とあるべく加ふるに漁場を一定すること困難なり従つて漁獲尾數の多きは九尾少きは三尾なりと雖も過ぐる七年の成績に鑑みるに優良なりしは夙に各位が不斷練習に努めた

る結果なりと認む將來益々技術の練習、漁場の開拓、漁具漁法の改善、等に勉め收穫の多きに努められんとを望む

山口縣山林會主催林産物品評會成績

本年八月二十四日より同三十日迄小郡町に於て開設せられたる山口縣山林會主催林産物品評會に於ける阿武郡の成績左の如し

| 等級 | 品名 | 住所 | 氏名 |
|----|------|------|--------|
| 壹等 | 黒炭 | 佐々並村 | 大石 茂一 |
| 貳等 | 全 | 全村 | 杉本 國藏 |
| 全 | 苦竹 | 川上村 | 兒玉 竹次郎 |
| 全 | 扁柏苗木 | 吉部村 | 木村 三太郎 |
| 全 | 山葵 | 德佐村 | 西村 好吉 |
| 參等 | 白炭 | 福賀村 | 田中 眞治 |
| 全 | 黒炭 | 佐々並村 | 白上 三郎 |
| 全 | 全 | 全村 | 大石 磯一 |
| 全 | 川上村 | 川上村 | 吉富 喜藏 |

ABUGUNPO

| | | | | | | | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 德 | 地 | 生 | 篠 | 川 | 佐 | 明 | 三 | 山 | 椿 | 東 | 萩 |
| 佐 | 福 | 雲 | 生 | 上 | 並 | 木 | 見 | 田 | 分 | 鄉 | |
| 龜 | 德 | 地 | 藏 | 生 | 持 | 篠 | 篠 | 立 | 野 | 高 | 川 |
| | | | | | | | | | | | |
| 山 | 佐 | 福 | 喜 | 雲 | 坂 | 目 | 生 | 野 | 呂 | 瀬 | 上 |
| | | | | | | | | | | | |
| 二五、二 | 二六、九 | 二七、六 | 二七、四 | 二七、八 | 二七、〇 | 二六、四 | 二五、〇 | 二五、〇 | 二六、八 | 二五、〇 | 二五、〇 |
| 七 | 三 | 一 | 一 | 四 | 一 | 一 | 六 | 六 | 四 | 二 | 六 |
| 二五、〇 | 二四、六 | 二三、〇 | 二三、五 | 二三、〇 | 二四、六 | 二四、五 | 二三、五 | 二三、〇 | 二三、七 | 二二、四 | 二二、〇 |
| 二 | 一 | 七 | 九 | 五 | 一 | 八 | 六 | 四 | 一 | 三 | 七 |
| 三三、〇 | 三〇、一 | 三三、一 | 三三、三 | 三三、〇 | 三三、五 | 三三、〇 | 三三、六 | 三三、〇 | 三三、八 | 三二、一 | 三二、〇 |
| 一 | 三 | 一 | 一 | 〇 | 一 | 一 | 〇 | 一 | 八 | 一 | 七 |
| 二三、一 | 二〇、九 | 二〇、〇 | 二〇、六 | 二三、五 | 二二、〇 | 二二、五 | 二二、〇 | 二二、八 | 二二、〇 | 二一、八 | 二一、七 |
| 八 | 三 | 六 | 六 | 二 | 二 | 九 | 四 | 七 | 一 | 四 | 五 |
| 二二、二 | 二二、一 | 二〇、七 | 二〇、六 | 二〇、四 | 二〇、六 | 二二、四 | 二二、五 | 二二、三 | 二二、七 | 二一、四 | 二一、三 |
| 二 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 一九、六 | 二〇、三 | 二〇、二 | 一九、九 | 二〇、二 | 二〇、六 | 一九、〇 | 一九、〇 | 一九、九 | 一九、〇 | 一九、〇 | 一九、七 |
| 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 一三 | 一九 | 一八 | 一六 | 一八 | 一八 | 一六 | 一六 | 一六 | 一六 | 一四 | 一八 |

ABUGUNPO

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|---|---|---|---|
| 町村名 | 學 | 種 | 別 | 尋 | 一 | 尋 | 二 | 尋 | 三 | 尋 | 四 | 尋 | 五 | 尋 | 六 | 尋 | 均 |
| 見 | 福 | 大 | 高 | 川 | 白 | 吉 | 育 | 篠 | 三 | 大 | 小 | 奈 | 德 | 學 | | | |
| 島 | 川 | 島 | 俣 | 上 | 水 | 部 | 英 | 生 | 見 | 井 | 川 | 古 | 佐 | 校 | | | |
| 二七 | 二二 | 二三 | 二三 | 二五 | 二六 | 二〇 | 一五 | 二三 | 二三 | 二四 | 二二 | 二〇 | 二四 | 名 | | | |
| 九七、三 | 九〇、九 | 九六、二 | 九五、八 | 九七、七 | 九五、四 | 九七、三 | 九六、七 | 九六、二 | 九七、五 | 九五、五 | 九八、〇 | 九六、三 | 九七、五 | 順 | | | |
| 二七 | 三 | 二五 | 二六 | 二二 | 一〇 | 七 | 三 | 一六 | 二四 | 一三 | 一五 | 一四 | 一八 | 位 | | | |
| 九六、三 | 九七、七 | 九六、〇 | 九七、七 | 九六、一 | 九六、三 | 九八、二 | 九五、二 | 九六、七 | 九五、三 | 九七、一 | 九六、八 | 九六、八 | 九六、六 | 月 | | | |
| 二六 | 二七 | 二五 | 二四 | 二〇 | 二三 | 一五 | 二三 | 一四 | 一九 | 一八 | 一三 | 二二 | 二二 | 順 | | | |
| 九四、〇 | 八五、〇 | 八二、九 | 八八、四 | 八九、四 | 九四、二 | 九〇、三 | 九四、七 | 九二、六 | 九四、八 | 九四、二 | 九五、〇 | 九三、九 | 九五、二 | 位 | | | |
| 二七 | 一三 | 二六 | 二五 | 二三 | 二二 | 二六 | 二三 | 二〇 | 一六 | 一五 | 一九 | 一一 | 一七 | 月 | | | |
| 九七、〇 | 八四、五 | 九六、三 | 九四、八 | 九四、三 | 九五、九 | 九二、四 | 九七、五 | 九六、〇 | 九八、八 | 九七、〇 | 九六、一 | 九六、〇 | 九六、八 | 順 | | | |
| 二七 | 二六 | 二五 | 二四 | 二三 | 二三 | 二二 | 二〇 | 一九 | 一八 | 一七 | 一六 | 一五 | 一四 | 位 | | | |
| 九六、四 | 九七、〇 | 九二、八 | 九三、一 | 九五、三 | 九五、四 | 九五、五 | 九五、七 | 九五、九 | 九五、九 | 九六、〇 | 九六、五 | 九六、五 | 九六、五 | 平 | | | |
| 二七 | 二六 | 二五 | 二四 | 二三 | 二三 | 二二 | 二〇 | 一九 | 一八 | 一七 | 一六 | 一五 | 一四 | 均 | | | |

三、阿武郡内小學校尋常科兒童体力調査表

(大正九年度)

| 町村名 | 學校名 | 尋一 | 尋二 | 尋三 | 尋四 | 尋五 | 尋六 |
|-----|-----|------|------|------|------|------|------|
| 萩 | 明倫 | 三〇、〇 | 二五、三 | 二二、六 | 二二、二 | 一九、九 | 一八、八 |
| 椿東 | 椿東 | 三、〇 | 二四、一 | 二二、八 | 二二、三 | 二〇、四 | 一九、八 |
| 椿分 | 越濱 | 二六、三 | 二〇、〇 | 二二、九 | 二二、三 | 二〇、一 | 一九、二 |
| 山田 | 白水 | 二九、〇 | 二六、〇 | 二五、三 | 二四、三 | 二二、六 | 二〇、七 |
| 三見 | 木間 | 三〇、〇 | 二五、七 | 二四、六 | 二三、七 | 二一、九 | 二〇、八 |
| 明木 | 明木 | 二四、一 | 二四、二 | 二二、七 | 二〇、四 | 一九、九 | 一八、八 |
| 佐々並 | 佐々並 | 二六、四 | 二二、五 | 二二、〇 | 二〇、三 | 一九、五 | 一八、四 |
| 川上 | 長高 | 二五、〇 | 二四、五 | 二二、四 | 二〇、二 | 一九、〇 | 一八、〇 |
| 高瀬 | 高瀬 | 二九、三 | 二四、四 | 二二、六 | 二〇、五 | 一九、三 | 一八、二 |
| 野呂 | 野呂 | 二六、〇 | 二二、〇 | 二二、八 | 二〇、九 | 一九、七 | 一八、六 |
| 立野 | 立野 | 二五、八 | 二二、三 | 二二、〇 | 二〇、六 | 一九、四 | 一八、三 |
| 篠生 | 篠生 | 二七、一 | 二二、一 | 二二、七 | 二〇、三 | 一九、一 | 一八、〇 |
| 合計 | | 二七、一 | 二二、一 | 二二、七 | 二〇、三 | 一九、一 | 一八、〇 |

合計
一、生雲小學校はリレーと行はず
単位は秒とす

四、阿武郡小學校尋常科兒童体力調査表 (大正九年度)

| 町村名 | 學校名 | 尋一 | 尋二 | 尋三 | 尋四 | 尋五 | 尋六 |
|-----|-----|------|------|------|------|------|------|
| 嘉年 | 嘉年 | 二六、九 | 二五、四 | 二四、一 | 二二、〇 | 二〇、六 | 一九、七 |
| 高部 | 高部 | 二八、〇 | 二四、〇 | 二三、〇 | 二〇、〇 | 一九、〇 | 一八、〇 |
| 吉部 | 吉部 | 二五、〇 | 二四、八 | 二三、八 | 二〇、〇 | 一九、〇 | 一八、〇 |
| 福川 | 福川 | 三〇、〇 | 二五、〇 | 二四、〇 | 二〇、〇 | 一九、〇 | 一八、〇 |
| 紫福 | 紫福 | 二五、四 | 二四、〇 | 二三、〇 | 二〇、〇 | 一九、〇 | 一八、〇 |
| 大井 | 大井 | 二九、八 | 二四、一 | 二三、〇 | 二〇、〇 | 一九、〇 | 一八、〇 |
| 奈古 | 奈古 | 三〇、〇 | 二四、〇 | 二三、〇 | 二〇、〇 | 一九、〇 | 一八、〇 |
| 宇田 | 宇田 | 二七、七 | 二四、一 | 二三、〇 | 二〇、〇 | 一九、〇 | 一八、〇 |
| 福賀 | 福賀 | 二六、六 | 二四、二 | 二三、〇 | 二〇、〇 | 一九、〇 | 一八、〇 |
| 須佐 | 須佐 | 二六、四 | 二四、二 | 二三、〇 | 二〇、〇 | 一九、〇 | 一八、〇 |
| 彌富 | 彌富 | 二六、一 | 二四、二 | 二三、〇 | 二〇、〇 | 一九、〇 | 一八、〇 |
| 小川 | 小川 | 二九、四 | 二四、四 | 二三、〇 | 二〇、〇 | 一九、〇 | 一八、〇 |
| 上小 | 上小 | 二六、〇 | 二四、四 | 二三、〇 | 二〇、〇 | 一九、〇 | 一八、〇 |
| 下小 | 下小 | 二六、八 | 二四、四 | 二三、〇 | 二〇、〇 | 一九、〇 | 一八、〇 |
| 多島 | 多島 | 二六、〇 | 二四、二 | 二三、〇 | 二〇、〇 | 一九、〇 | 一八、〇 |
| 大島 | 大島 | 二六、三 | 二四、二 | 二三、〇 | 二〇、〇 | 一九、〇 | 一八、〇 |
| 相島 | 相島 | 二六、三 | 二四、二 | 二三、〇 | 二〇、〇 | 一九、〇 | 一八、〇 |
| 見島 | 見島 | 二七、四 | 二四、六 | 二三、二 | 二〇、二 | 一九、二 | 一八、二 |
| 合計 | | 二七、四 | 二四、六 | 二三、二 | 二〇、二 | 一九、二 | 一八、二 |

六、阿武郡租稅負擔狀況調査表 (大正八年度)

| 町村名 | 現住戸數 | 現住人口 | 直轄國稅 | | 縣稅 | | 町村稅 | | 合計 |
|------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
| | | | 總額 | 一戸當一人當 | 總額 | 一戸當一人當 | 總額 | 一戸當一人當 | |
| 秋 | 三、三六二 | 一七、二〇二 | 三、一〇一 | 二、二七三 | 三、九八二 | 一、二〇三 | 三、一〇一 | 三、一〇一 | 三、一〇一 |
| 椿郷東分 | 一、七六五 | 九、九三二 | 一、二四九 | 六、三〇二 | 一、四二五 | 八、三六一 | 一、五〇四 | 二、八〇九 | 三、〇七三 |
| 山田 | 七九七 | 四、八三〇 | 六、八七一 | 二、八三〇 | 六、一七一 | 二、五〇四 | 二、七七八 | 五、三〇六 | 五、〇三六 |
| 三見 | 五、六〇〇 | 三、六三三 | 四、二一九 | 七、五三三 | 五、三七一 | 九、四九四 | 一、四六三 | 九、五二六 | 三、〇四七 |
| 明木 | 四、二〇〇 | 二、三三五 | 七、三三三 | 三、〇四五 | 五、二六二 | 二、四四二 | 二、〇〇二 | 二、〇〇六 | 二、〇〇六 |
| 佐々並 | 四、六八二 | 二、八五九 | 五、一四七 | 〇、九九七 | 五、一四七 | 〇、九九七 | 一、八〇〇 | 一、八〇〇 | 一、八〇〇 |
| 川上 | 七、四四二 | 三、九七三 | 七、五四三 | 〇、一三六 | 六、三六六 | 八、四八九 | 一、五八九 | 三、六三三 | 四、一七二 |
| 篠生 | 五、二二二 | 二、五三二 | 四、一六三 | 八、一三〇 | 四、八七九 | 九、五三五 | 一、九二六 | 九、六一〇 | 三、七九六 |
| 生雲 | 九、八二二 | 四、九二八 | 八、二〇〇 | 八、三五〇 | 九、一九三 | 九、三六一 | 一、八六五 | 〇、三九一 | 三、〇五一 |
| 地福 | 六、三三三 | 三、六六 | 七、四七六 | 二、七三六 | 六、九六〇 | 〇、九八二 | 二、一四二 | 九、一〇二 | 二、九七二 |
| 徳佐 | 一、二〇〇 | 五、三二五 | 一、四七五 | 二、二九三 | 一、四〇五 | 二、七四五 | 二、六五一 | 二、八九二 | 四、三〇七 |
| 嘉年 | 四、七六六 | 二、〇二〇 | 五、〇六二 | 〇、五三七 | 五、二八七 | 一、一〇七 | 二、六二七 | 九、九二二 | 〇、八四二 |
| 高俣 | 五、一四二 | 二、四八八 | 五、五〇一 | 〇、七七一 | 五、六五〇 | 〇、九三四 | 二、二五六 | 一、七三六 | 二、八三三 |
| 吉部 | 五、四八二 | 二、五七〇 | 七、六〇三 | 二、七三三 | 六、〇八二 | 一、〇九六 | 二、三六二 | 二、八八二 | 五、一八一 |
| 福川 | 八、七三三 | 四、八二四 | 八、〇一三 | 二、八八五 | 七、三六四 | 二、八三九 | 二、四一一 | 五、五三三 | 三、三六八 |
| 紫井 | 六、三三三 | 三、〇五四 | 八、〇一三 | 二、八八五 | 七、三六四 | 二、八三九 | 二、四一一 | 五、五三三 | 三、三六八 |
| 大井 | 五、四九二 | 三、一六六 | 四、六〇四 | 八、三六六 | 五、〇九三 | 〇、七七〇 | 一、八九七 | 三、五三九 | 二、四六四 |
| 計 | 三、三六二 | 一七、二〇二 | 三、一〇一 | 二、二七三 | 三、九八二 | 一、二〇三 | 三、一〇一 | 三、一〇一 | 三、一〇一 |

| 備考 | 學校名 | 高 | | 高 | | 高 | | 高 | |
|---|------|------|------|------|------|------|------|------|----|
| | | 順位 | 高 | 順位 | 高 | 順位 | 高 | 順位 | 高 |
| 一、生雲校は校舍新築移轉解除のため運動場はが使用に堪へず故にリレーを行はず 一、單位は秒を以てす | 嘉年 | 四六、三 | 二四 | 五四、四 | 二五 | 五六、七 | 二六 | 五二、二 | 二六 |
| | 高俣 | 四〇、〇 | 二二 | 四〇、〇 | 一五 | 四一、〇 | 一八 | 四二、〇 | 一一 |
| | 吉部 | 四〇、三 | 一三 | 三八、二 | 二〇 | 四一、二 | 〇八 | 四一、〇 | 九 |
| | 福川 | 三六、九 | 四 | 三三、三 | 二 | 三六、九 | 二〇 | 三八、九 | 一五 |
| | 大井 | 四〇、〇 | 一二 | 三九、二 | 一三 | 四三、八 | 一七 | 四三、〇 | 一〇 |
| | 奈古 | 三八、五 | 九 | 三七、三 | 八 | 四二、五 | 一三 | 四一、九 | 一〇 |
| | 宇田郷 | 四五、九 | 二 | 三八、九 | 一 | 四六、八 | 一三 | 三四、四 | 三 |
| | 福英 | 四二、一 | 一〇 | 四〇、二 | 一六 | 四一、七 | 一一 | 四〇、〇 | 七 |
| | 彌富 | 三九、一 | 二〇 | 四三、三 | 二二 | 五一、〇 | 九 | 四一、〇 | 七 |
| | 小川 | 三六、九 | 一一 | 三五、三 | 一一 | 三九、〇 | 四 | 四〇、〇 | 二 |
| 大多島 | 四二、四 | 一八 | 三七、五 | 三 | 四二、〇 | 一一 | 三八、〇 | 四 | |
| 見島 | 四三、七 | 二一 | 四〇、六 | 一七 | 四六、七 | 二二 | 四五、〇 | 二 | |

| | | | | | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 奈古 | 宇田郷 | 福賀 | 須佐 | 彌富 | 小川 | 田方橋 | 六島 | 見嶋 | 合計 |
| 八二四 | 三九七 | 六四三 | 一、一五四 | 六〇六 | 九五八 | 八二二 | 三二七 | 四〇〇 | 三、六八二 |
| 四、三四三 | 二、一六一 | 二、八六一 | 五、八一四 | 二、七四〇 | 四、二五三 | 四、三三六 | 二、〇四九 | 二、四四三 | 三、三二一 |
| 八、〇八八 | 三、二三四 | 五、五五一 | 八、四〇〇 | 四、五〇一 | 七、九三二 | 五、九六四 | 九六九 | 一、七五九 | 二五、三八八 |
| 九、九三五 | 八、一四六 | 八、六三三 | 七、二七九 | 七、四二七 | 八、二七八 | 七、三三五 | 三、〇五六 | 四、三九五 | 九七五九 |
| 一、八六二 | 一、四九六 | 一、四四〇 | 一、四四七 | 一、六四二 | 一、八六五 | 一、三七五 | 四七二 | 七一九 | 一、八九二 |
| 七、二三三 | 三、七二四 | 六、四四二 | 九、七三八 | 五、四三六 | 九、六五〇 | 八、三三九 | 二、三一七 | 二、五五九 | 〇一九〇 |
| 八、九四七 | 九、三八〇 | 八、〇一八 | 八、四三八 | 八、九七〇 | 一、〇三六 | 一、一三四 | 七二九 | 六、三九七 | 一五五四 |
| 一、六六五 | 一、七二三 | 二、二五一 | 一、六七四 | 二、二六〇 | 二、二六〇 | 一、九〇〇 | 一、二二七 | 一、〇四七 | 九六〇五 |
| 三、三八二 | 七、七四二 | 一、九四五 | 一、九〇二 | 二、三四〇 | 九、八四六 | 九、八四六 | 四、五四二 | 六、三三三 | 四一八 |
| 四、六八四 | 三、五九七 | 四、一七六 | 二、五八一 | 四、三四三 | 二、二七〇 | 二、二七〇 | 二、二二六 | 二、五九二 | 三、七二六 |
| 三、五、六五九 | 一、四、七三二 | 二、三、九三八 | 三、三、一四五 | 二、二、八三八 | 三、六、八八六 | 二、四、〇四九 | 七、八二二 | 一、〇、六四九 | 八五、二九四 |
| 四、三、八〇七 | 三、七、一〇八 | 三、七、三三八 | 二、八、七二二 | 三、六、〇三六 | 四、〇、五九〇 | 二、九、五八〇 | 二、四、六七五 | 二、六、六三二 | 三、九、二六二 |
| 八、二、二二 | 六、八、一七 | 八、三、六九 | 五、七、〇〇 | 七、九、七〇 | 九、一、四三 | 五、五、四六 | 三、八、一七 | 四、三、六〇 | 五、七、九、七 |

大正九年第一回米作豫想

(九月二十日現在)

本年は播種以來天候適順にして二十十日の危日も些したる影響も無く一般發育良好なりしに依り左記の通增收ある見込なり

- 本年 豫想 高 一五、二〇二石
- 前年に比し增收 一二、二一〇 即ち八分強
- 平年に比し增收 一七、九四〇 即ち一割二分八厘強

阿武郡報第四十九號 大正九年九月廿五日發行 大正六年十二月十九日第三種郵便物認可 每月一回二十五日發行 一部(代價金拾錢)